

新潟市口腔保健福祉センター診断書手数料の徴収事務の委託について

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき，新潟市口腔保健福祉センター診断書手数料の徴収を，平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの期間，次のとおり委託したので，同施行令第 158 条 2 項の規定により告示する。

平成 30 年 4 月 1 日

新潟市長 篠田 昭

記

- 1 徴収事務を行う施設の名称及び場所
名称 新潟市口腔保健福祉センター
場所 新潟市中央区紫竹山 3 丁目 3 番 11 号
- 2 徴収事務受託者
新潟市中央区紫竹山 3 丁目 3 番 11 号
一般社団法人 新潟市歯科医師会
代表者 会長 岡田 匠